取引約款の新旧対照表

改定日: 2019年6月19日

この新旧対照表は、弊社がお客様に対し契約締結前に交付する書面である「取引約款」を改定するにあたり、新旧を 対比したものです。

【41 外国証券売買取引】

41.8 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号 41.8 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号 に定めるところによります。 に定めるところによります。 本取引については、執行地の売買注文の成立 を、当社が確認した日(その日が休業日に当た

本取引に関する受渡期日は、各金融商品市場 が定める日とします。

る場合は、その後の直近の営業日)を約定日と

新

- iii. お客様が外国証券を売却して得た金銭は、受 渡日より前の日に他のサブロ座へ移動するこ とはできません。お客様がこれに反して当該 金銭の移動を行い、受渡日より前の日に取引 証拠金として使用した場合、当社は、当社独 自の判断により当該建玉を決済する権利を有 します。また、当該決済の結果生じた取引の 実績、損益並びに費用等はすべてお客様に帰 属します。
- 本取引については、執行地の売買注文の成立

旧

- を、当社が確認した日(その日が休業日に当た る場合は、その後の直近の営業日)を約定日と
- 本取引に関する受渡期日は、約定日から起算 して4営業日目(当社が指定する取引につい ては別途定める日)とします。

(新設)

以上